

特殊車両・過積載車両の合同取締り結果

令和7年6月12日（木）に国道18号江口道路ステーションにおいて、特殊車両・過積載車両の合同取締りを妙高警察署と実施しました。

取締りの結果は以下のとおりです。

今後も引き続き現地取締りを行うことで、大型車両の違法運行に伴う事故や、道路・橋梁の損傷の未然防止に努めてまいります。

【今回の合同取締りの結果】

取締り実施台数：3台 うち違反指導を行った車両：1台

（違反指導の内訳）

・道路法に基づく特殊車両取締り 警告（無許可） 1台

・道路交通法に基づく過積載車両の取締り 0台



寸法計測状況



重量計測状況

※写真の車両は違反車両ではありません

お問い合わせ先

（特殊車両の通行に関すること）

国土交通省 北陸地方整備局 高田河川国道事務所

道路管理第一課長 諏訪部 宏文（すわべ ひろふみ） 電話 025-523-3136（代表）

（過積載に関すること）

新潟県 妙高警察署

交通課長 林 克恒（はやし かつのぶ） 電話 0255-72-0110（代表）

<https://www.hrr.mlit.go.jp/takada/>



高田かわこく
ホームページ

「特殊車両」は通行確認または通行許可が必要です

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。（道路法第47条第1項、車両制限令第3条）
「特殊車両」とは、道路法で定められている車両制限値を1つでも超える車両をいいます。

車両の諸元		一般的制限値
幅		2.5メートル
長さ		12.0メートル
高さ		3.8メートル（高さ指定道路は4.1メートル）
重さ	総重量	20.0トン（重さ指定道路は25.0トン）
	軸重	10.0トン
	隣接軸重	隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満 18.0トン※
		隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上 20.0トン
	輪荷重	5.0トン
最小回転半径		12.0メートル

※但し、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ、隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19トン

これらの制限値を1つでも超える車両は特殊車両であり「通行確認」または「通行許可」が必要です！

特殊車両を通行させる場合は、「特殊車両通行確認制度」または従来の「特殊車両通行許可制度」をご利用ください



無料でお試し検索！

・特殊車両通行確認制度のご利用はこちらへ

HIDO 特車 で検索！

・制度や操作方法などのお問合せはこちらへ

TEL 0120-161-948



国土交通省

特殊車両通行の手続きは
早い・簡単・便利な
通行確認制度で！



(X運輸会社 A様)

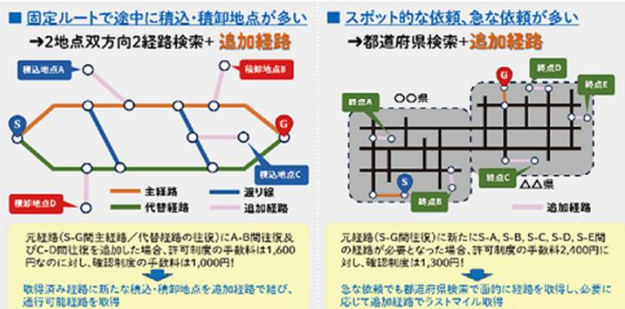
急な輸送依頼にも
対応できるので、
荷主様にも大変
喜ばれています。



(Y建設会社 B様)

オンラインシステムは
操作も簡単だし、自動
で経路検索してくれる
ので助かります。

こんな場合に特におすすめ！



利用者様の声を取り入れて使いやすくなりました

- リフトアクトスレーラの高速道路の経路確認が可能に！
- 路線名称を正しく表示させることにより通行経路が把握しやすさUP！
- 走行時に携行が必要な回答書一式の文書量を削減！
- スマホ・タブレット画面でも回答書一式を表示することが可能に！
- 令和6年春に対象経路を約16,000km拡大予定！(今後も対象経路を拡大していきます)

今後も使いやすいシステムに改善していきます！